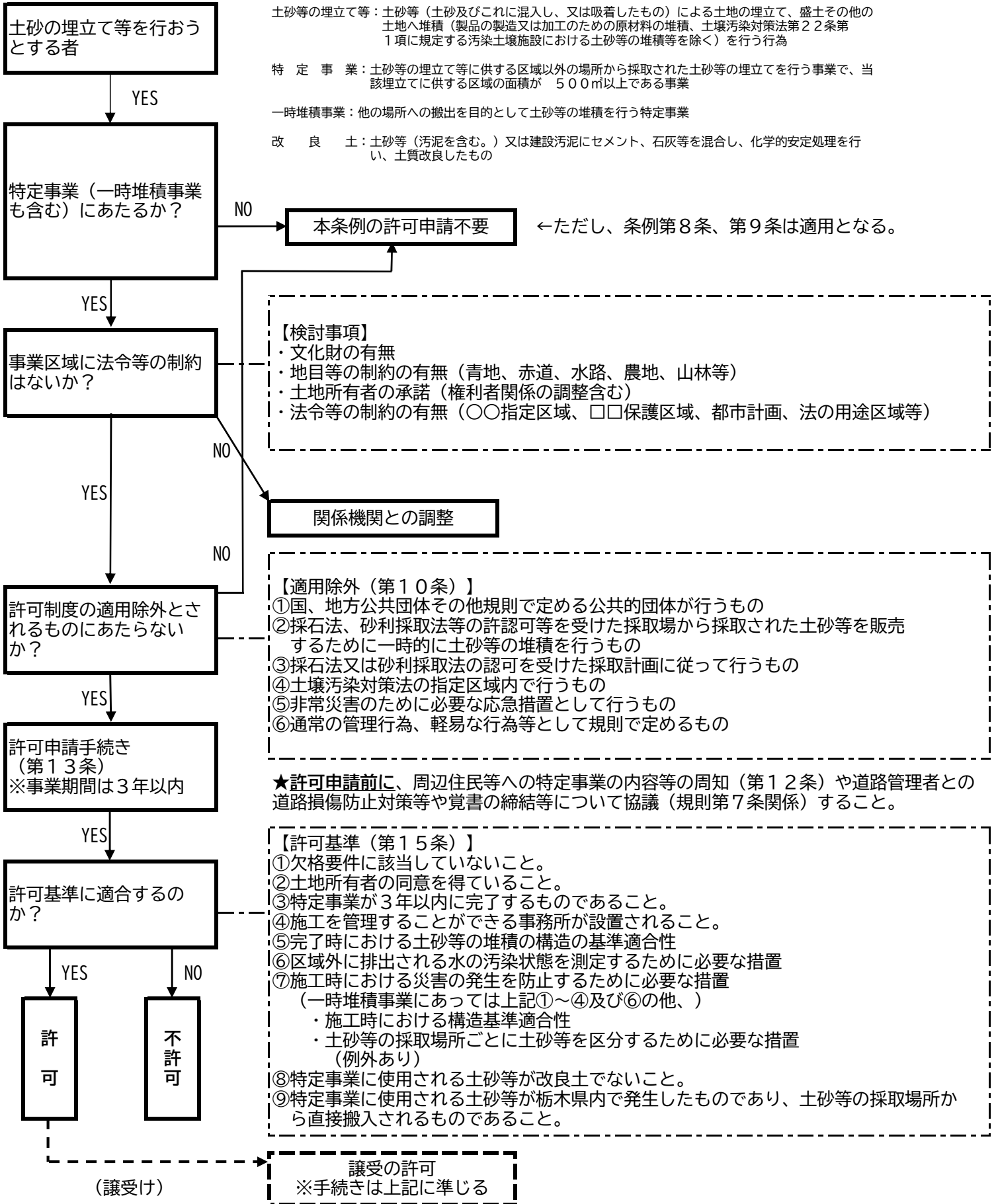


# I 本条例における許可制度の概要

◇ 本条例では、特定事業を行おうとする場合、許可を受ける必要がありますが、許可申請から事業終了までの大きな流れを以下に示しました。

## 1 許可を受けるまでの流れ



## 2 特定事業施工時の義務

### 【全ての許可事業者が行うもの】

- ①土砂等の搬入の届出（第18条） → 採取場所ごと、かつ5,000m<sup>3</sup>ごとに土砂等発生元証明書及び地質分析結果証明書等を添付するほか、発生元から特定事業区域までの搬入経路図も添付
- ②土砂等管理台帳の作成（第19条第1項） → 土砂等の運搬手段及び一日当たりの搬入量等を記載
- ③土砂等の量の報告（第19条第2項） → 6か月（一時堆積事業は3か月）ごとに当該6か月（3か月）を経過した日から2週間以内（完了時等はその届出時）
- ④水質検査等の実施及び結果報告（第20条第1項・第3項） → 6か月（一時堆積事業は3か月）ごとに当該6か月（3か月）を経過した日から2週間以内
- ⑤関係書類の縦覧（第21条）
- ⑥標識の掲示等（第22条）
- ⑦土砂等の搬入車両への表示（第23条）

### 【必要に応じて行うもの】

- ①申請事項の変更許可申請・届出（第17条第2項・第4項） → 氏名、住所、土砂等の量等の軽微な変更については届出
- ②事業の廃止及び休止（2か月以上）の届出（第25条第2項）
- ③譲受け許可申請（第26条） → 申請者の氏名及び住所、譲受け相手方の氏名及び住所等
- ④相続の届出（第27条） → 許可事業者の地位の承継があった日から遅滞なく

## 3 特定事業の終了

